

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「六月に支給する場合には百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「以下この条」を「次号」に、「百分の百八十」、十二月に支給する場合には百分の百三十（特定幹部職員にあつては、百分の百七十）を「百分の百七十五」に改め、同条第二号中「六月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の九十」、十二月に支給する場合には百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）を「百分の八十五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。